

# 財務諸表に対する注記(相模原南児童養護施設(特別会計)拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－該当なし
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産－該当なし
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産－該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－該当なし
  - ・賞与引当金－該当なし

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

## 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 相模原南児童養護施設拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)  
相模原南児童養護施設(建設特別会計)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	767,877,653		767,877,653	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	767,877,653	0	767,877,653	0

## 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・基本金の増減はありません。
- ・相模原南児童ホーム拠点に移管したため、国庫補助金等特別積立金 319,985,693 円を取崩しました。

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・相模原南児童ホーム拠点に移管しました。

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

- ・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

## 11. 重要な後発事象

- ・該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・平成26年4月1日付で「相模原南児童ホーム(児童養護施設・乳児院)」の開設に伴い「相模原南児童ホーム」拠点に移管しました。